

大阪府子どもを虐待から守る条例が施行されました

【条例制定の背景】

大阪府子ども家庭センターに寄せられる児童虐待相談件数は、2008(平成20)年度2,955件、2009(平成21)年度3,270件と全国的に見ても高い水準にあり、市町村の相談対応件数についても、2008(平成20)年度5,950件、2009(平成21)年度6,471件と増加傾向にあります。また、2010(平成22)年は、大阪府内において児童虐待により子どもが亡くなるなど重大な事案が相次いで発生しました。こうした状況を受け、2010(平成22)年9月議会において、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が全会一致で可決成立し、2011(平成23)年2月1日から施行されました。

【条例の概要】

『目的、基本理念』

この条例は、基本理念として、虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、何人も、虐待を決して許してはならないことを定め(第3条)、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに係る施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。(第1条)

『虐待の定義』

児童虐待防止法に定める「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に加え「経済的虐待(保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいいます)」についても虐待と定義づけました。(第2条)

『府の責務』

府は、子どもを虐待から守ることに係る施策を策定し、実施すること、また、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制の整備を行うこと等を府の責務として定めています。(第4条)

『府民等との協働』

第5条から第7条では、それぞれ、府民との協働、保護者との協働、関係機関等との協働規定を定めています。府は、府民、保護者、関係機関等と協働して虐待防止施策に取り組むこととされました。

『年次報告』

知事は、毎年、府の虐待防止施策及び市町村の施策の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならないとされました。(第9条)

『啓発活動』

府は、子どもを虐待から守ることに係る府民の理解を深めるために必要な広報・啓発活動を行うものとされました。(第10条)

『予防』

府は、虐待を未然に防止するため、市町村及び関係機関等と連携して子育てに関する支援や、子どもの虐待を防止するための人権教育の推進に努めることとされました。(第11条)

『早期発見及び早期対応』

府は、虐待の早期発見のため、市町村及び関係機関等との連携を十分図ること、地域社会で、虐待の早期発見と防止のネットワークを確立できるよう必要な支援を行うこととされました。(第12条)

また、通告後の対応について、定めており、虐待通告があった場合、子ども家庭センター所長は、必要があると認めるときは、通告を受けてから少なくとも48時間以内に直接目視を基本として子どもの安全を確認をしなければならないとされました。この場合、保護者及び保護者以外の同居人は安全確認に協力する義務があることとされました。

また、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、府は安全確認の協力を求めることとし、府から協力を求められた者は、協力するよう努めることとされています。(第13条)

府は、虐待の通告や虐待を受けた子どもに係る家庭等からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めることとされました。(第14条)

子ども家庭センター所長は、立入調査や一時保護を行うに際し、必要がある時は、警察及び市町村に子どもの安全確認及び確保のための協力を求めることとされました。(第15条)

『保護及び支援』

府は、虐待を受けた子どもに対し、心身の健全な発達を促進するために必要な支援を行うよう努めることとされました。(第17条)また、子ども自身が虐待から心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供等を実施するよう努めることとされました。(第19条)

虐待を行った保護者に対しては、子どもとの良好な関係を再構築するための援助の徹底に努めることとされました。(第18条)

『人材等の育成』

府は、市町村の人材育成や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図る支援を行うこととされました。(第20条、第21条)

また、府は、地域の子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携して、子育て支援及び虐待防止に取り組む地域の団体等の育成に努めることとされました。(第20条)

大阪府は、本条例及び児童虐待防止法に基づき、未来を担う子どもが心豊かに育つためにも、家庭や学校、地域と連携し一体となって、子どもを虐待から守る環境づくりに努めてまいります。

まわりの子どもに関心をもってください
～児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン～
—11月は児童虐待防止推進月間です—

